

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社のB丸における資格喪失日に係る記録を昭和19年9月27日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から同年9月27日まで

昭和19年2月にA社（現在は、C社）が所有するB丸に乗り組み、その後、同年9月に同船と共に軍に徴用され、DからE国に向かって出港し、20年3月にFで爆撃に遭い、同船が炎上沈没したことを記憶している。

申立期間においても、継続してB丸に乗り組んでいたため、同期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和19年2月29日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和19年2月にA社が所有するB丸と一緒に乗船した7人全員の氏名、これらの乗組員の乗降船状況、及び同年9月に同船と共に陸軍に徴用され、当時の乗組員7人の氏名、同船がDから南下し、20年3月に爆撃で炎上したことについて明確に記憶しているところ、オンライン記録によると、申立人が記憶している乗組員のうち、申立人が乗船していた期間に継続して船長として乗船していたとする者については、19年2月21日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年9月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁（当時）からの回答によると、申立人は、申立期間直後の昭和19年9月から20年8月まで旧令共済組合（旧陸軍）に加入していることが

確認できる上、C社が保有する同社の50年史によると、B丸は、19年9月27日に陸軍に徴用され、20年3月14日に爆撃により沈没していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間を含め昭和19年2月から20年3月まで継続してB丸に乗船していたことが認められる。

また、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、船舶所有者「A社」、船舶名「B丸」において、同被保険者資格の取得日が昭和19年2月29日とされ、同喪失日については空欄となっており、申立人が同年3月1日に同資格を喪失した記録は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和19年3月1日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格の喪失日は、B丸が陸軍に徴用され、申立人が旧令共済組合（旧陸軍）に加入した同年9月27日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和19年2月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

昭和42年4月1日から現在まで継続してB社に勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、従業員カード、昭和42年10月1日転勤の旨記載された同社から申立人への回答文書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に同年4月1日から現在まで継続して勤務し（昭和42年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の前後の状況からみて保険料の控除があったと思われる。また、会社の事務管理からみて納付していたと思う。」と主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から49年3月まで
昭和49年3月ころ、夫が町内の女性から勧められて国民年金の加入手続きを行い、私が、夫が会社を辞めてから国民年金に加入するまでの期間の国民年金保険料として10万円から15万円を現金でその女性にまとめて支払った。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻が国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和49年3月時点において、申立期間の保険料をさかのぼって納付した場合の保険料額は、4万5,900円となり、申立人が主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立人の妻は、まとめて支払ったのは1回であると供述しているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年10月に、申立期間直後の49年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の妻が申立期間の納付とこの過年度納付とを誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた当時、B社に出向き、ある機械を同社と共同開発し、その後、同社の社員数名と一緒にC社で同機械の設置作業を行っていた。

この間に、勤務していたA社が倒産してしまったが、給与は同社の倒産前と同じように受け取っており、B社が支払ってくれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社からB社に出向き、その後、共同開発した機械をC社において設置作業を行っていたことは、A社における元上司及びB社の従業員証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、「C社において機械の設置作業を行っていたころに、A社が倒産したが、給与を受け取っていたので、B社が払ってくれていたと思う。」と述べているところ、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社からB社に出向き、その後C社において機械の設置作業を行った申立人、上記の元上司及び同僚は、昭和43年3月25日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社における同保険の加入記録について確認できない上、上記の元上司は、「A社からB社には出張で出向き、同社との雇用契約は無かった。昭和43年3月にA社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同時点で従業員は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後同年9月に倒産したが、それまでは給与を同社から受けていた。」と証言している。

また、申立人は、「C社において機械の設置作業を行っていた当時、A社が倒産し、その後、C社に採用してもらい、技術者として勤務していた。また、

一緒にいた上司は、倒産の責任を取って他の事業所に再就職した。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人及びC社において機械の設置作業を行っていた同僚は、昭和43年11月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、上記の元上司は、同年9月16日から別の事業所において同資格を取得していることが確認できることから、A社の倒産後、申立人は、C社に勤務していた可能性がうかがわれる。

以上のことから、申立期間について、申立人がB社において雇用されていた事実を確認することができない。

なお、申立期間のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、同事業所における申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 7 年 6 月 1 日まで
代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、平成 6 年 6 月から 7 年 2 月までの標準報酬月額は 36 万円、同年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額は 28 万円であったにもかかわらず、10 万 4,000 円に減額訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 6 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その約 8 か月後の 8 年 1 月 31 日に、申立人の 6 年 6 月から 7 年 2 月までの標準報酬月額 36 万円及び同年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額 28 万円が、10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成 7 年 6 月 30 日付けでA社を閉鎖した。」と述べているところ、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は 3 年 2 月から同社が解散となった 14 年 2 月まで代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年春ころに資金繰りがうまくいかなくなり、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨を届け出た。適用事業所に該当しなくなった後に、社会保険事務所（当時）から 1 か月分の滞納保険料を支払うように言われ、8 年 1 月ころに、社会保険事務所の窓口に出向き、自分の標準報酬月額を 6 年 6 月にさかのぼって減額することによって、その差額で滞納保険料を支払った。」と述べていることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 16 日から 53 年 8 月 26 日まで
② 平成 3 年 5 月 13 日から 11 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①はA事業所、申立期間②はB社に勤めていたが、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給金額より低い標準報酬月額になっている。

社会保険事務所（当時）において記録が改ざんされたのではないかと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、オンライン記録において申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録を確認しても、さかのぼって標準報酬月額を引き下げたことを示す記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A事業所及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、それぞれの事業所における当該期間当時の標準報酬月額の適用状況は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から34年10月1日まで
申立期間においてA社（現在は、B社）のC所で働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち昭和34年4月からA社のC所に勤務していたことは、B社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していたA社のC所の元事務担当者は、「申立人は、現場採用であり、現場採用者の社会保険の加入については、採用後、半年若しくは1年以上経過してから手続を行う場合が多かった。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における申立人の加入記録は無く、申立人が同社のC所で一緒に働いたと記憶している同僚3人についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立人と同様に34年10月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。